

# 生活保護の申請は 国民の権利です。

新型コロナで収入が減った

私たちの年金では暮らせない

給料が低くて生活できない

持病が悪化して働けない

生活保護を必要とする可能性は、どなたにもあります。ためらわずにご相談ください。

中野区 健康福祉部 生活援護課

なかのく

けんこうふくしき

せいかつえんごか

03-3228-8927

中野区役所 2階 16番

